

【現行】

(17) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分			使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 270円
		一般	1時間につき 540円

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(17) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分			使用料
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間につき 270円
		一般	1時間につき 550円

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(16) 酒田市飯森山多目的グラウンド

使用区分	使用料
高校生以下	1時間につき 550円
一般	1時間につき 1,100円

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。